

# 富山市財政の健全化判断比率などをお知らせします

## 平成20年度決算分

財政破たんを未然に防ぎ、市民の皆さんに市の財政状況を説明することを定めた「地方財政健全化法」に基づき、平成19年度決算から、「健全化判断比率」など、自治体のすべての会計からなる新たな指標で判断・公表することとなっています。

また、平成20年度決算からは、各指標が国の定めた基準(早期健全化基準)以上となった場合、改善が必要な状態とみなされ、早期健全化計画などを策定することが義務付けられています。

本市の平成20年度決算では、健全化判断比率の4つの指標と資金不足比率は国の基準を下回りました。「健全化判断比率」と、水道、公共下水道、病院などの公営企業会計の「資金不足比率」は次のとおりです。

### 4つの健全化判断比率

**1**

#### 富山市の基本的な会計の赤字はどのくらい? 実質赤字比率▶赤字はありません

「実質赤字比率」は、福祉、教育、まちづくりなどの行政サービスを行う一般会計などについて、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)が標準財政規模に占める割合です。この比率が高くなるほど、赤字の程度が大きいということになります。

平成20年度決算では、一般会計などは赤字ではなく、黒字であることから、実質赤字比率は「無し」となっています。

\*標準財政規模…地方公共団体が標準的に収入しうる市税や普通交付税などの1年間の一般財源の合計額

**2**

#### 富山市全体で赤字はどのくらい? 連結実質赤字比率▶赤字はありません

「連結実質赤字比率」は、すべての会計の赤字と黒字を合わせて計算した赤字額が、標準財政規模に占める割合です。市全体としての赤字の程度を表します。

平成20年度決算では、本市全体の合計数値は黒字であることから、連結実質赤字比率は「無し」となっています。

**3**

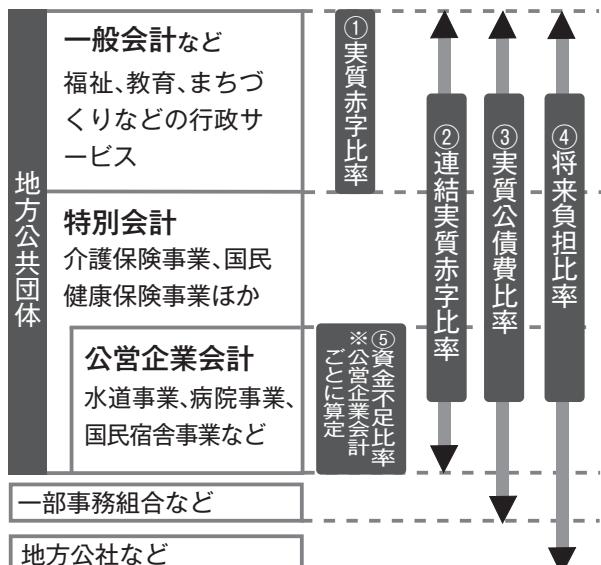
#### 借金の返済などにどのくらい支払っているの? 実質公債費比率▶12.4%

「実質公債費比率」は、一般会計が負担する公債費(借入金の返済額)や公営企業会計の公債費にあてる繰出金などが、標準財政規模を基本とした額に占める割合です。この比率が高まると、自由に使えるお金が少なくなり、住民サービスの低下をまねく恐れがあります。

平成20年度決算の実質公債費比率は、12.4%で、早期健全化基準である25%を下回っています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(地方財政健全化法)」が施行され、平成19年度決算から、財政の健全化判断比率などの公表が義務付けられています。これらの比率は、市の財政が健全であるかどうかを表しています。

### ●自治体財政のイメージと財政指標の対象範囲



### ●富山市の健全化判断比率と早期健全化基準

	健全化判断比率	早期健全化基準
①実質赤字比率	-	11.25%
②連結実質赤字比率	-	16.25%
③実質公債費比率	12.4%	25.0 %
④将来負担比率	200.9%	350.0 %

※「-」は、当該比率がない(赤字額がない)ことを示しています。

\*早期健全化基準は、自治体の財政規模により異なります。

**4**

#### 今後どのくらいの負担が見込まれる? 将来負担比率▶200.9%

「将来負担比率」は、一般会計の借入金(地方債)や契約などで支払いを約束したものが、標準財政規模を基本とした額に占める割合です。この比率が高くなるほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなります。

平成20年度決算の将来負担比率は、200.9%で、早期健全化基準である350%を下回っています。

### 資金不足比率

**5**

#### 公営企業の資金不足はどのくらい? 資金不足比率▶資金不足が発生している会計はありません

「資金不足比率」は、公営企業会計の資金不足額が、公営企業の事業規模(通常の営業で見込まれる1年間の収入の額)に占める割合です。

平成20年度決算では、対象となる10会計のうち、資金不足が発生している会計はないことから、資金不足比率は「無し」となっています。